

契約上のサービス・マージンの負債計上の意義

——国際財務報告基準第17号「保険契約」の公表を見据えて——

西 山 一 弘

The Implication of Contractual Service Margin in IFRS No.17

Kazuhiro NISHIYAMA

Abstract

The paper examines the IASB's Exposure Draft about "Insurance Contracts" published in 2013 to considering the impact of IFRS No.17. IFRS No.17 will publish in 2017 as the result of IASB Insurance Contracts Project since 1997. I conclude that treatment of contractual service margin, building block of insurance contracts' liability at IFRS No.17, has some impacts for accounting theory.

1. はじめに

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）は、2017年に国際財務報告基準第17号（International Financial Reporting Standard: IFRS 第17号）「保険契約」の公表を予定している¹⁾。現行の「保険契約」の基準である IFRS 第4号はあくまでも暫定基準としての位置づけであり、これを置き換える IFRS 第17号の公表により、1997年に国際的な会計基準のコンバージェンスの一環として IASB の前身である国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: IASC）が発足させた保険契約プロジェクトが20年を経過してようやく完了することになる。

本稿では、保険契約について現在の段階で最新の公開草案²⁾である「保険契約」（IASB, 2013）の保険契約の測定について理論的に検討することで、公表が予定される IFRS 第17号における保険契約の測定が現行の保険会計実務に与える影響を考察するものである。

IASB（2013）では、企業が保険契約を現在価値（current value）アプローチと呼ぶ市場整合的な測定方法で報告することを提案している。より具体的には、企業が保険契約の諸要素（財務要素およびサービス要素）が生み出すキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローを組み合わせたパッケージについて現在の市場の評価を描写する方法で保険契約を測定するように提案している。

これによれば、保険契約による負債（保険契約負債）は、負債の履行を期限到来時に保険契約者に給付金および保険金を支払うことにより行うと見込んでいると仮定した上で、①契約を履行するにつれて当該保険契約が生み出すと企業が見込んでいる将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性と、②契約がカバーする期間にわたり生み出すと企業が見込んでいる収益性についての現在の見積りである契約上のサービス・マージン（contractual service margin）、に分けて測定する。この保険契約負債の測定は、保険者（保険契約を保有する企業等）の財務報告に大きな変化をもたらすと考えられる。

本稿では、まず、これまでの IASB 保険契約プロジェクトの変遷を概観し、その後、保険契約の測定、特に、契約上のサービスマージンの負債への計上の意義について考察を加える。

2. IASB 保険プロジェクトの推移

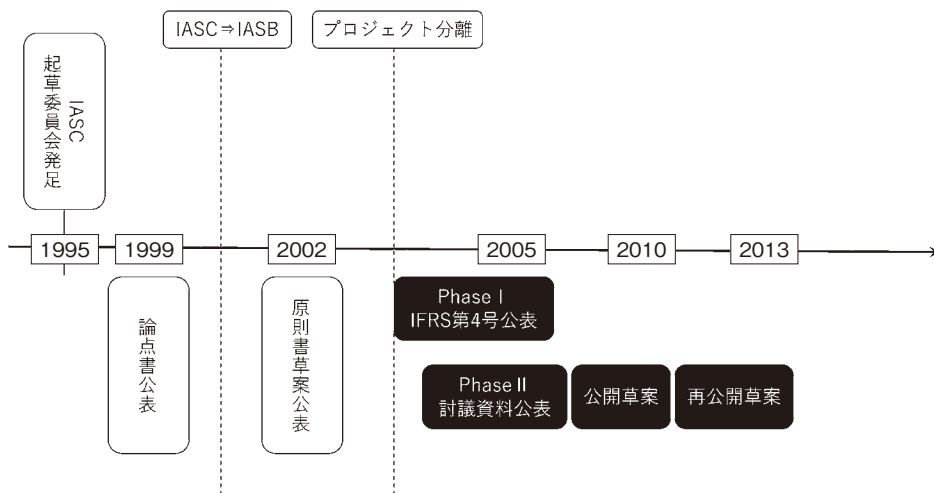
1997年に IASC によって発足した保険契約プロジェクトは、当初より各国の実務、特に

発行されている保険商品の性質の多様性、さらには IASB が志向している経済価値ベース（公正価値・現在価値）による保険契約負債の測定が、当時の実務と大きく異なっており、実務的に過大な負担が生じることが予想されたため（上野，2016）、多くの批判的な意見が寄せられ基準の公表が思うように進まなかったといわれる。

1999年に公表された論点書で IASC は、保険契約の測定について現在価値モデルを採用することを明らかにした。このモデルは、同時期に公表された IASC による「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」における資産・負債の定義に合致していたといえる。

その後、2002年には原則書の草案が公表され、同時に保険契約プロジェクトを暫定基準策定のためのフェーズ I と恒久基準策定のためのフェーズ II とに分離することが公表された。この対策は、暫定基準であっても保険契約の会計基準公表が、2005年から始まることになっていた EU 域内における IFRS 適用に間に合う必要があったからであると言われている。実際に、IASB は2004年にフェーズ I を完了させ、IFRS 第4号を公表した。この基準は、既述の通り暫定基準であり、広範囲の実務を認めるとともに「一時的な適用除外（temporary exemption）」を設けており、企業は会計方針が財務諸表利用者の経済的意思決定のニーズに対して目的適合性を有することや会計方針に信頼性があることを確保する必要がない状態になっていた。

フェーズ II においては、当初より一貫して、現在価値ないしは公正価値による保険契約の測定が提案されており、後述するとおり現行の「財務報告に関する概念フレームワーク」と整合性のある基準の開発がすすめられている。2007年に討議資料「保険契約に関する予備的見解」が公表され、保険契約に関わる測定を公正価値すなわち出口価値で行うこ



図表 1 IASB 保険契約プロジェクトの変遷

とを提案した。しかしながら、出口価値によって保険契約を測定することは、一般に保険契約が市場において取引されることがない点において、批判を受けることになる。その結果としてその後、公開草案「保険契約」(IASB, 2010)では、公正価値の代わりに契約の履行キャッシュ・フローを反映した現在価値によって保険契約を測定する方針が提案されている。さらに、IASB (2010) に対する各界からの反応を踏まえて測定アプローチ自体には大きな変更を加えないIASB (2013) が公表されている。

3. 保険契約負債の当初認識時の測定

本節では、IASB (2013) における保険契約負債の当初認識についてみていく。2節の通り、IASB (2013) は、保険契約プロジェクトのフェーズⅡにおける二度目の公開草案である。IASB (2010) で提案された測定アプローチ、すなわち、保険契約をその履行キャッシュ・フローを反映して測定することを原則としては踏襲するものになっている。

保険契約負債の当初認識時の測定は、1節で示した通り、契約を履行するにつれて当該保険契約が生み出すと企業が見込んでいる将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を表す「履行キャッシュ・フロー」の金額と契約がカバーする期間にわたり生み出すと企業が見込んでいる収益性についての現在の見積りである「契約上のサービス・マージン」の合計額によって測定される。

「履行キャッシュ・フロー」の金額は、さらに「将来キャッシュ・フロー」および「貨幣の時間価値」からなる現在価値と、リスク調整の構成要素に分類できる。まず、将来キャッシュ・フローについては、契約の履行により生じるすべてのキャッシュ・フローの金額、タイミングおよび不確実性について利用可能なあらゆる情報を、偏りのない方法で織り込むことが要請される。

次に、「貨幣の時間価値」については、契約によるキャッシュ・フローの特性を反映した市場整合的な割引率を利用することを要請している。すなわち、当該保険契約と特性が一致するキャッシュ・フローを有する金融商品の観察可能な現在の市場価格と整合的であるだけでなく、観察可能な市場価格に影響を与えるが当該保険契約のキャッシュ・フローには関連性のない要因の影響を除外した割引率を利用する必要がある³⁾。

さらに、「リスク調整」とは、企業が保険契約を履行するにつれて生じるキャッシュ・フローの金額および時期に関する不確実性の負担に対して企業が要求する対価をいう。保険契約の特性上、不確実性は存在するため、保険者(企業)による保険契約の引受けには必然的にリスクの負担が生じる。そのため、保険者は、当該リスクの負担に対する調整額として、契約の段階でマージンを認識していることが一般的であると考えられるため、将

来キャッシュ・フローの割引額に加算される。

上記3つの構成要素に加えて、履行キャッシュ・フローの金額に加えられる保険契約負債のもう1つの構成要素である「契約上のサービス・マージン」は、上掲の構成要素と会計上の性質が全く異なる。

契約上のサービス・マージンは、契約当初時に企業が見込んでいる、保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識すべき未稼得の利益を表すものであり、保険期間にわたって当該契約に基づいて提供されるサービスの移転を最も反映する規則的な方法で純損益として認識することが提案されている。より単純に換言すれば、契約当初時に認識される収益を繰延べ、保険期間にわたって定期的な償却により純損益として配分される。これらを図表で示すと図表2のようになる。

契約上のサービス・マージン
リスク調整
将来キャッシュ・フローの現在価値*

*将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値を反映した割引率によって割り引いた金額

図表2 保険契約負債の構成要素

契約上のサービス・マージンを保険契約負債に加えて認識することは、会計的に収益の繰延を負債に計上することを意味している。この繰延収益の負債への計上に関する議論は、保険契約に限らず、古くから会計において議論されてきたテーマであり、収益の実現を重視する考え方には、必然的に費用収益対応の原則が生じることになる。両者の考え方は、一般にIASBが採用している、いわゆる資産負債アプローチの利益計算においては、理論的には存在しないはずの考え方である。

そもそも、資産負債アプローチにおいては、負債は過去の事象の結果として、企業に対して経済的資源を移転する現在の義務であると定義されており、収益あるいは費用は資産・負債の変動額としてのみ定義されるものだからである。すなわち、収支計算を前提とした繰延収益は負債の定義に該当しない。それにもかかわらず、契約上のサービス・マージンを負債として計上することは、IASBの基本的スタンスである概念フレームワークとの相違が生じることになる⁴⁾。むしろ、契約上のサービス・マージンはその他の包括利益として扱われ、定期的な償却ではなく毎期末の再評価により純損益に反映させることが、概念フレームワークに照らすと望ましいといえる。

4. むすびに代えて

IASB (2013) では、保険契約の当初認識において、未稼得の収益を表す契約上のサービス・マージンをその他の包括利益の項目ではなく保険契約負債の構成要素として認識する。そして、保険期間にわたって償却により純損益へ反映する。このような会計処理をIASB が提案した背景はどのように考えられるのであろうか。

これまでに述べた通り、IASB の概念フレームワークに従えば、契約上のサービス・マージンは保険契約負債の構成要素とすることには論理的な矛盾がある。理想的な資産負債アプローチにおいては、契約締結時であったとしても、正味の将来キャッシュ・フローを増加させる契約上のサービス・マージンは純資産の構成要素として認識されるべきものである。保険会計においては、生命保険会社の企業価値指標として、保有契約からもたらされる将来の利益を反映したエンベディッド・バリューの開示が行われるなど、実務上、未稼得の収益を純資産に該当する企業価値に加算するディスクロージャーが行われていることから、実務的に契約上のサービス・マージンをその他包括利益の構成要素とすることにそこまでの抵抗感はないようにも思われる。それにも関わらず、負債の構成要素として繰延収益が認識され、時の経過とともに償却され収益に振り替えられる会計処理が提案されていることは、会計におけるいわゆる収益費用アプローチの思考が反映されており、資産負債アプローチにこだわるIASB においても、会計基準であるために当該思考の排除ができなかったという背景があると考えられ、まもなく公表されるIFRS 第17号における結論によっては、未稼得収益の取り扱いについて、保険契約に限定されない議論の対象となることが考えられる。

註

- 1) なお、本稿の脱稿後の5月18日にIFRS 第17号を公表したが、本稿が対象としている2013年の公開の草案からの修正は本質的なものではない。
- 2) 2016年9月にIFRS 第4号の改訂が行われているが、この改訂は2018年より適用されるIFRS 第9号「金融商品」に合わせた暫定基準であるため、本稿の検討対象としては2013年の再公開草案が適切である。そのため、特に改訂IFRS 第4号については取り扱わない。改訂IFRS 第4号の主な変更点等については、川端(2016)等を参照されたい。
- 3) なお、この履行キャッシュ・フローを含んだ保険契約負債の測定属性に関する議論は、羽根(2012)に詳しい。
- 4) 同様の見解はASBJ(2015)においても示されている。なお、ASBJ(2015)においては、契約上のサービス・マージンを包括利益として認識することについても、それが当初認識時に発生するものである点などから問題があると指摘している。

参考文献

ASBJ (2015), *Insurance Contracts: Use of OCI for Presentation of Unearned Profits*, Agenda Paper.

(邦訳「保険契約—未稼得利益の表示に関する OCI の使用」)

IASB (2007), *Preliminary Views on Insurance Contracts*, Discussion Paper.

IASB (2010), *Insurance Contracts*, Exposure Draft.

IASB (2013), *Insurance Contracts*, Exposure Draft.

IASC (1999), *Insurance*. Issues Paper.

上野雄史 (2016) 「我が国生命保険会社における IFRS 適用の意義」『生命保険論集』生命保険文化センター設立40周年記念特別号 (I), pp.247-268.

川端 稔 (2016) 「IFRS 第4号『保険契約』の修正のポイント」『企業会計』Vol.68 No.12, pp.97-105.

羽根佳祐 (2012) 「保険負債の測定属性に関する考察」『商学研究科紀要』Vol. 74, pp.155-173.

本稿は財団法人かんば財団平成28年度研究助成による成果の一部である。